

2021年8月20日

「未利用口座管理手数料」の新設および預金規定の改定について

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊行では、2021年10月1日（金）以降に開設される全ての普通預金口座（総合口座含む）および貯蓄預金口座につきまして、「未利用口座管理手数料」の導入および「残高のない未利用口座の自動解約」の取扱いを開始します。また本件に伴い、預金規定の改定を行いますので併せてお知らせいたします。

本件は、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を抑止すると同時に、日頃から口座をご利用いただいているお客さまへのサービスの維持・向上を図るため新設するものです。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「未利用口座管理手数料」の内容

項目	内容
適用対象	2021年10月1日（金）以降に開設された全ての普通預金口座（総合口座を含む）・貯蓄預金口座
未利用口座となる口座	最後のお預け入れ（当該預金の利息入金を除きます）またはお引出し（本手数料の引き落としを除きます）から2年以上、一度もお預入れまたはお引き出しがない普通預金（総合口座を含む）・貯蓄預金が対象となります。 ただし次の場合は未利用口座管理手数料の対象外となります。 ・当該口座の残高が10,000円以上である場合 ・お取引店舗において、他のお預り金融資産（定期性預金等）がある場合 ・お取引店舗において、お借入れがある場合
未利用口座の取扱い	(1)未利用口座となった場合、事前にお客さまの届出住所あてに文書にてご案内をいたします。 (2)ご案内の発送後、一定期間（3カ月程度）を経過しても、お取引がない場合、未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としいたします。 (3)残高不足により未利用口座管理手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を未利用口座管理手数料の一部とし

	て引き落としし、当該口座を個別に通知することなく自動的に解約いたします。
未利用口座管理手数料	年間 1,320 円（消費税込み） ※未利用口座管理手数料は、2021年10月1日以降に新規に開設され、2年間取引のない「未利用口座」を対象として最低限の管理コストをご負担いただくものであり、日頃、お預入れやお引き出し、口座振替等にご利用いただいている口座が対象となることはありません。

2. 預金規定の改定

未利用口座管理手数料の新設に伴い、2021年10月1日(金)より以下のとおり預金規定を改定いたします。本規定は、改定日以降、新規に普通預金等を開設されたお客さまから適用となります。

「未利用口座管理手数料」条項の新設 普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定
【未利用口座管理手数料】 (1)未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。 (2)この預金口座は、別途定める一定の期間、預金者による所定の利用がない場合（ただし2021年10月1日以降に開設された口座に限ります）には、未利用口座となります。 (3)この預金口座が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引き落としを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知をすることなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。 (4)一旦引き落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

以 上

【本件に関するお問合せ先】
事務統括部 事務企画管理グループ
TEL099-226-1412
受付時間 平日 9:00~17:00